

相模原市監査委員公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年3月12日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

## 第1 監査の概要

### 1 相模原市監査基準への準拠

この監査は、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

### 3 監査の実施日程

令和6年10月7日から令和7年3月11日まで

### 4 監査の対象

#### (1) 対象部局

市民局。ただし、工事監査は、財政局(契約課及び公共建築課)、環境経済局(公園課及び津久井地域環境課)及び都市建設局(技術監理課)を併せて対象とした。

#### (2) 対象年度

財務監査及び行政監査は令和5年度及び令和6年度、工事監査は令和5年度を対象とした。ただし、財務監査は令和3年度及び令和4年度、行政監査は令和4年度に執行した事務の一部についても対象とした。

## 第2 財務監査

### 1 監査対象事務及び監査対象課等

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し選定した。

| 監査対象事務            | 監査対象課等  |
|-------------------|---|
| 土木使用料の徴収に関する事務    | スポーツ施設課                                       |
| 収納に関する事務及び現金の管理状況 | マイナンバーカード普及促進室<br>さがみはら国際交流ラウンジ<br>相模原市民ギャラリー |
| 委託料の支出に関する事務      | マイナンバーカード普及促進室                                |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | 交通・地域安全課<br>消費生活総合センター<br>国際課<br>スポーツ推進課                              |
| 使用料及び賃借料の支出に関する事務    | 区政推進課<br>文化振興課<br>相模原市民ギャラリー<br>アートラボはしもと                             |
| 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | 区政推進課<br>市民協働推進課<br>人権・男女共同参画課<br>交通・地域安全課<br>国際課<br>スポーツ推進課<br>文化振興課 |

## 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| 監査対象事務            | リスク  | 主な着眼点   |
|-------------------|--|---|
| 土木使用料の徴収に関する事務    | 徴収が適正に行われないリスク                                   | ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。<br>イ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。<br>ウ 納入の通知は適正に行われているか。   |
| 収納に関する事務及び現金の管理状況 | (1) 収納が適正に行われないリスク<br>(2) 現金の保管及び取扱いが適正に行われないリスク | ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。<br>イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。<br>ウ 現金の保管及び取扱いは適正か。 |
| 委託料の支出に関する事務      | (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク                       | ア 契約相手方の選定方法は適切か。<br>イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。            |

|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
|                      | (2) 支出が適正に行われないリスク                               | ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。<br>エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。                            |
| 使用料及び賃借料の支出に関する事務    | (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク<br>(2) 支出が適正に行われないリスク | ア 契約相手方の選定方法は適切か。<br>イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。<br>ウ 支出は適正な時期に行われているか。 |
| 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 | 算定及び支出が適正に行われないリスク                               | ア 算定及び支出は適正に行われているか。<br>イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。                                      |

### 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

#### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

#### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

#### (3) 現地調査

現金を保管するマイナンバーカード普及促進室、さがみはら国際交流ラウンジ及び相模原市民ギャラリーに対し、現金の管理状況等について現地調査を実施した。

#### (4) ヒアリング

市民協働推進課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

### 4 監査の結果

第1及び1から3までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。

#### (1) 指摘事項

市民協働推進課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、市と公募により選定された運営団体(以下「運営団体」という。)が協働管理運営方式によって実施する相模原市市民活動サポートセンター運営事業(以下「本件事業」という。)の収支決算書において、運営団体が納付した消費税額が租税として計上され、市負担金の対象経費とされていた。

このことについて、本件事業は市と運営団体が事業に必要な経費を共に負担し、それぞれが役割を担い責務を負って協働で実施するもので、市は本件事業への財政的支援として負担金を支出しているとのことであったが、その後の調査において、本件事業は運営団体が市の委託を受け請負として行うものとみなされ、市負担金は消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税対象となっていることが確認された。

負担金は、法令に定めるもののほか、市が任意団体等の構成員として必要な費用を支出する場合の経費であって、市の事務事業を他の者に委託し一種の請負として行わせた対価としての支出は委託料として区分される。

これを本件についてみると、本件事業は、市の実施要綱において運営団体が事業を実施し、市はそれを支援するという体制を定め、当該要綱で規定する施設において運営団体が協定に基づく相談や機器貸出等の市民活動の支援事業等を運営するもので、必要な経費は市と運営団体が共に負担することとしているが、実質的には本件事業を通じて市が運営団体に対し人件費等を含む運営経費を支払うものとなっており、市の支出は市の事務事業を運営団体に行わせた対価としての性格を有することから、これを負担金として支払う方法は適当ではない。

なお、本件消費税について、市は運営団体の前年度分の確定消費税額と当年度分の中間納付税額を当年度の市負担金の対象経費としているが、現在の負担方法では協定最終年度分の確定消費税額の支払をすることができないため、その精算方法について整理が必要である。

今後、本件事業の実施主体をはじめとする管理運営等の実施体制を整理し、市が負担すべき経費の適正な執行方法について検討されたい。

## (2) 注意事項

ア 交通・地域安全課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原市自転車用ヘルメット購入費補助金において、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)とは異なる申請手続等を要綱により定めて、交付申請前に完了した補助対象事業について、交付申請書兼報告書兼請求書を提出させ、交付決定及び額の確定に係る審査を同時に行っていた。

このことについて、本件補助事業は、自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車利用時の交通事故による被害の軽減に資するため、膨大な交付件数が見込まれ、短期間に滞ることなく迅速に申請から支払まで完了する必要があり、要綱で補助金規則とは異なる手続を定めて実施したとのことであったが、今後、本件と同様の補助事業においては、先般の財務監査(第2期：環境経済局)の結果及び意見(令和6年12月26日公表)を踏まえ、補助金規則を所管する財政課から今後示される方針等に留意の上、適切な交付手続等を整備して実施されたい。

イ 文化振興課の文化会館大ホール照明操作卓賃貸借(令和4年度契約)及びアートラボはしもとの公用車賃貸借(令和3年度契約)に係る長期継続契約において、指名競争入札に当たり、1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

入札・契約事務の適正執行について(令和3年4月1日付け及び令和4年4月1日付け契約課長通知)では、「1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかつたりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取するとともに見積額の内訳を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

### 第3 行政監査(重点調査項目)

#### 1 監査の調査項目

重点調査項目として「委託料の支出に係る検査・検収について」をテーマに定め、監査を行った。

#### 2 監査の目的

地方自治法第234条の2第1項の規定により、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならないとされ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第2項の規定では、検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、これまでの監査の結果、契約書等に定める報告書類の不備、仕様書と報告書類の不整合等、検査・検収が適切に行われていないことに起因する不適正な事例が確認されている。

こうしたことから、検査・検収が契約書等に基づき適切に行われているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として本テーマを選定し、行政監査を実施した。

#### 3 監査対象事務及び監査対象課等

令和元年度から令和3年度までに実施した財務監査及び行政監査(併用)の結果、指摘事項等となった事例を踏まえ、監査対象局の各課等が執行した委託料に関する契約のうち、施設等管理運営委託料により支出した事務を対象として抽出により選定した。

| 監査対象事務                   | 監査対象課等                           |
|--------------------------|----------------------------------|
| 委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務 | 市民協働推進課<br>消費生活総合センター<br>スポーツ施設課 |

#### 4 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| リスク               | 主な着眼点  |
|-------------------|--|
| 検査・検収が適正に行われないリスク | (1) 契約書、仕様書等は適正に作成されているか。<br>(2) 委託の提出書類、成果物等は契約書等に基づき適正に受領されているか。<br>(3) 契約書、仕様書等に基づき業務は適正に履行されているか。また、報告書類は的確に作成されているか。<br>(4) 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 |

#### 5 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

##### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

##### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

##### (3) ヒアリング

市民協働推進課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解等を聴取した。

#### 6 監査の結果

第1及び1から5までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。ただし、当該事務の一部に次のとおり是正又は改善を要する事項等が見られた。



(1) 指摘事項

ア 市民協働推進課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立北市民健康文化センターの泡消火設備修繕を請け負った事業者(以下「修繕事業者」という。)を相手方として一者随意契約により泡消火剤含有水溶液の廃棄処分を委託していたが、当該委託の業務完了報告書及び産業廃棄物管理票を確認したところ、その処理は修繕事業者が産業廃棄物である泡消火剤の排出事業者となって、産業廃棄物収集運搬及び処分に関する許可を受けた事業者(以下「許可事業者」という。)に再委託されていた。

このことについて、当初は泡消火設備修繕において本件泡消火剤を希釈し公共下水道に排出する予定であったところ、事前の含有成分調査の結果から産業廃棄物として処理する必要があるもので、繰越明許費により実施する当該修繕の予算は変更できないことから、本件泡消火剤の処理を修繕事業者へ別途委託したとのことであった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第5項は、事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、同法に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない旨を、同法第14条第15項は、産業廃棄物収集運搬業者以外の者は産業廃棄物の収集又は運搬を、産業廃棄物処分業者以外の者は産業廃棄物の処分を、それぞれ受託してはならない旨を規定している。

これを本件についてみると、本件泡消火剤の運搬及び処分を泡消火設備修繕とは別の業務として委託するのであれば、市が排出事業者となって許可事業者それぞれにそれぞれ委託しなければならないところ、許可事業者ではない修繕事業者に委託し、再委託により処理させたことは不適正な事務処理である。

また、地方自治法第21条に規定する繰越明許費は、会計年度独立の原則の例外として前年度予算を次年度においても引き続き執行することができるもので、次年度にこれを補正することはできないが、泡消火設備修繕について次年度に増額の設計変更の必要が生じたのであれば、本来泡消火剤の処理は、当該繰越明許費と次年度予算で措置した追加経費分をもって、契約変更等により当該修繕の一部として実施すべきであった。

今後、本件と同様の事業の実施に当たっては、契約関係、関係法令等を十分に確認し、適正に契約事務を執行されたい。

イ スポーツ施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、昭和橋スポーツ広場等清掃業務委託において、当該施設の清掃業務とそれによって生じる廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とし、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、同法第6条の2第6項において、同法に規定する一般廃棄物収集運搬業者等に委託しなければならない旨を規定している。

これを本件についてみると、委託した清掃業務に伴って生じた廃棄物は市が事業者として自らの責任において適正に処理しなければならないが、当該廃棄物の処理を許可を受けていない清掃事業者に委託することは不適正な事務処理である。なお、調査の過程において、当該廃棄物は、清掃事業者から再委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の清掃工場において処分されていることを確認した。

今後は、本委託契約において実施する業務内容を見直し、廃棄物の処理については一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど、適正に事務を執行されたい。

## (2) 注意事項

市民協働推進課の北市民健康文化センター樹木伐採等業務委託において、指名競争入札に当たり、契約事業者1者のみから徴取した参考見積書により予定価格を設定していた。

参考見積書による予定価格の設定に当たっては、効率的な予算執行を推進する観点から市場価格等を勘案することが重要であると考えられるため、今後は、可能な限り参考見積書を2者以上から徴取されたい。

## 第4 工事監査

### 1 監査対象事務及び監査対象課等

需用費の施設修繕料及び工事請負費の建設工事費の支出に関する事務を対象

とした。

| 監査対象事務                         | 監査対象課等  |
|--------------------------------|---|
| 需用費(施設修繕料)の支出に関する事務            |   |
| 相模原市営斎場火葬炉全体積替修繕               | 市民局<br>斎場準備室  |
| 相模原市文化会館及び杜のホールはしもとワイヤレス設備更新修繕 | 市民局<br>文化振興課  |
| 工事請負費(建設工事費)の支出に関する事務          |   |
| 市営斎場冷温水発生機分解整備等工事              | 市民局<br>斎場準備室<br>財政局<br>契約課<br>公共建築課<br>都市建設局<br>技術監理課               |
| (仮称)千木良ふれあい広場整備工事              | 市民局<br>市民協働推進課<br>財政局<br>契約課<br>環境経済局<br>津久井地域環境課<br>都市建設局<br>技術監理課 |
| 相模原麻溝公園競技場等改修工事                | 市民局<br>スポーツ施設課<br>財政局<br>契約課<br>環境経済局<br>公園課<br>都市建設局<br>技術監理課      |
| グリーンホール相模大野エレベータ5、6号機更新工事      | 市民局<br>文化振興課<br>財政局<br>契約課<br>公共建築課<br>都市建設局<br>技術監理課               |

## 2 監査の着眼点

監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

| リスク                        | 主な着眼点  |
|----------------------------|--|
| (1) 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク | ア 契約の方法、手続及び時期は適切か。<br>イ 設計図書どおり施工されているか。変更指示は適切に行われているか。    |
| (2) 監督業務が適切に行われないリスク       | ウ 法令等を遵守して施工されているか。施工体制台帳は整備されているか。<br>エ 検査調書等検査記録は整備されているか。 |

## 3 監査の主な実施手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、試査を基本とし、次の手法により監査の手続を行った。

### (1) 書面調査

監査対象事務が法令等に基づき適正に執行されているか、関係書面等の調査を実施した。

### (2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、担当者等に聞き取り調査を実施した。

## 4 監査対象事務の概要

### (1) 相模原市営斎場火葬炉全体積替修繕

契約金額 17,050,000円

契約方法 一者随意契約

契約期間 令和5年5月25日から同年8月31日まで

修繕内容 火葬炉内の耐火れんが積替

### (2) 相模原市文化会館及び杜のホールはしもとワイヤレス設備更新修繕

契約金額 20,900,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 令和4年6月13日から令和5年5月31日まで

修繕内容 ワイヤレス設備の更新

### (3) 市営斎場冷温水発生機分解整備等工事

契約金額 31,020,000円  
契約方法 条件付一般競争入札  
契約期間 令和5年2月7日から同年7月7日まで  
工事内容 空調設備の熱源機である冷温水発生機の分解整備等

(4) (仮称)千木良ふれあい広場整備工事

契約金額 15,841,100円  
契約方法 条件付一般競争入札  
契約期間 令和5年11月7日から令和6年2月16日まで  
工事内容 擁壁やフェンスの設置、広場等の整備

(5) 相模原麻溝公園競技場等改修工事

契約金額 115,005,000円  
契約方法 条件付一般競争入札  
契約期間 令和5年9月6日から令和6年3月22日まで  
工事内容 相模原ギオンスタジアム及び相模原ギオンフィールドを公益財団法人日本陸上競技連盟が定める公認陸上競技場へ改修

(6) グリーンホール相模大野エレベータ5、6号機更新工事

契約金額 68,860,000円  
契約方法 一者随意契約  
契約期間 令和5年2月7日から令和6年1月15日まで  
工事内容 エレベータ2基の更新

## 5 監査の結果

第1及び1から4までのとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。